

## 産前・産後ヘルパー派遣事業仕様書

### 1 件名

産前・産後ヘルパー派遣事業委託

### 2 事業概要

妊娠中や産後間もない時期に、精神的、身体的負担を軽減し、安心して子育てができるよう家事や育児の援助を行う家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣する。

### 3 利用対象者

市内に居住する妊婦及び生後 6 か月未満の児（多胎児は 3 歳未満）を養育する保護者

### 4 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

### 5 ヘルパーの資格

次の各号のいずれかに該当する資格を有し、かつ、心身ともに健全であり、家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有する者を産前・産後ヘルパーとして派遣するものとする。

(1) 保育士

(2) 幼稚園教諭

(3) 介護保険法第 8 条第 2 項に定める「介護福祉士その他政令で定める者」の資格を有する者

(4) 愛知県子育て支援員研修修了者

(5) 公益財団法人全国保育サービス協会ベビーシッター養成研修及び現任研修修了者

### 6 業務内容

別表 1 によるものとする。

### 7 利用等

(1) 事業の利用時間は、妊娠中及び児の生後 6 か月に達する前日までに 50 時間を限度とする。但し、多胎妊婦及び多胎児は 3 歳に達する日の前日までに 120 時間を限度とする。

(2) 前項の利用時間は、事業の利用 1 回当たり 1 時間を単位として、1 日に

つき 4 時間を限度とする。ただし、市長が適當と認めるときは、この限りでない。

- (3) 事業の利用時間帯は、受託者の勤務体制に準ずる。
- (4) 利用内容は、利用対象者が受託者に申し込む。

8 委託料

1 時間当たり 2,500 円とする。

9 実績報告

毎月のサービスの実施状況について、実績報告書（様式 1）を作成し、ヘルパー活動日誌（様式 2）および請求書とあわせて翌月 10 日までに提出する。

10 委託料の支払い

当該請求書を受理した日から 30 日以内に市は受託者に委託料を支払う。

11 その他

当該年度において実績のなかった場合、翌年度の契約を見合わせることがある。